

令和6年度第1回石狩市手話基本条例推進懇話会議事録

日 時：令和6年7月25日（木）13：30～15：20

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる2階 リハビリ室

出席者：

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	上田 均	出席	委員	丸山 亜紀	出席
副会長	佐々木 柄理子	出席	委員	熊谷 清秀	出席
委員	笹谷 真琴	出席	委員	長縄 勇紀	欠席
委員	奥井 一恵	出席	委員	今村 美保	出席
委員	吉田 かほり	出席	—	—	—

事務局	所属 氏名	所属 氏名
	福祉部長 富木浩司	福祉部障がい福祉課主査 角田誠二
	福祉部障がい福祉課長 高井実生子	

傍聴者：1名

会議次第

- ◇ 開会
- ◇ 福祉部長挨拶
- ◇ 委員自己紹介
- ◇ 本委員会について
- ◇ 会長、副会長 選出
- ◇ 会長挨拶
- ◇ 議事

<オリエンテーション（行政説明）>

- ・石狩市の手話推進事業について
- ・「石狩市手話に関する基本条例」及び「石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針」について
- ・R4-5石狩市手話基本条例推進懇話会意見書について

<協議事項>

- ・施策の推進方針見直し後の事業展開について

◇ その他

◇ 閉会

◇開会

【事務局：高井】

これより令和6年度第1回石狩市手話基本条例推進懇話会を開催します。

会長選出まで進行させていただきます、障がい福祉課長の高井と申します。

皆さまには事前に委嘱状を郵送させていただいておりますが、委員の任期は令和8年3月31日までとなっています。なお、長縄委員につきましては、ご都合により、本日欠席となりますことをご報告いたします。

次に資料の確認をさせていただきます。事前に配布した資料は、

議事次第

資料1 石狩市手話基本条例推進懇話会設置要綱

資料2 石狩市の手話推進事業について

資料3 石狩市手話に関する基本条例

資料4 石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針

資料5 R4-5 石狩市手話基本条例推進懇話会意見書

資料6 施策の推進方針見直し後の施策事業の実施状況

以上となります。お持ちでない方は、事務局にお伝えください。

本日の会議は最大で15時を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。それでは、福祉部長の富木よりご挨拶申し上げます。

◇福祉部長挨拶

【事務局：富木】

日頃から、それぞれのお立場で本市の手話施策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、当懇話会の委員を快くお受けいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

さて、本市は、平成25年12月に全国の市町村で初となる「手話に関する基本条例」を制定したまちであり、昨年12月には条例制定10周年を記念したイベントを開催いたしました。当日は、市内外より多くの方々にご来場いただき、聞こえない人や手話言語に対する理解がより一層深まる一日であったこと、そして「手話のまち、石狩市」ということを強く実感した一日でもありました。これも一重に、手話関係団体皆さまのご協力の賜物であると思っており、引き続き皆さまにご協力をいただきながら、条例を条例のままで終わらせることなく、さまざまな手話の施策を展開し、地域の中で聞こえない人と触れ合うまちづくりを推進して参りたいと存じます。

委員の皆さまには、次の10年に向け、前期懇話会からいただいた意見を基に、手話施策をさらに推進するため、ご議論いただきたいと考えております。それでは、2年間どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局職員の自己紹介)

角田、自己紹介

【事務局：高井】

この他、会議の中で聴覚障がいの方の情報保障のために、石狩市の専任手話通訳者が通訳を行っています。

◇委員自己紹介

熊谷委員、笹谷委員、佐々木委員、丸山委員、吉田委員、奥井委員、今村委員、上田委員の順番で所属と氏名の自己紹介

◇本委員会について

【事務局：角田】

本懇話会は、石狩市手話基本条例に規定されている施策の推進方針に定める施策の内容について検討し、その結果を反映させることを目的に設置されています。

委員構成は、聴覚障がい当事者団体の代表者、手話関係団体の代表者、有識者、市が行う公募に応じたもの、市職員で組織され、任期は2年間で令和8年3月31日までとなっています。

会には、委員の互選により会長と副会長を置くこととなっていますので、後ほど選出していただきます。

任期中のスケジュールについては、今年度は本日を含め2回を予定しており、次回は10月の開催を予定しています。また来年度については、2回から3回程度の開催を予定しています。

前期の懇話会の審議結果となる意見書を受けており、今期はその意見書とともに、これまでの施策事業の確認や必要な取り組みなどについて、ご議論、ご検討いただきたいと考えています。なお、意見書の内容については後ほどご説明いたします。

市の取り決めにより、審議会にかかる会議については、必ず議事録を作成することとなっています。方法は全文と要約の二つがありますが、どちらがよろしいでしょうか。

【笹谷委員】

要約がいいと思います。

== 其他のご意見がなかったので、要約に決定 ==

◇会長副会長選出

【事務局：高井】

会長と副会長を選出させていただきますが、選出方法にご意見などがございましたら、ご発言をお願いします。

【今村委員】

事務局提案はありますか。

【事務局：高井】

事務局提案というご意見がありましたので提案させていただきます。

会長には石狩市社会福祉協議会の上田委員、副会長には北海道ろうあ連盟の佐々木委員にお願いしたいと思います。

== 異議なしのご意見があり、会長に上田委員、副会長に佐々木委員を決定 ==

◇会長挨拶

【上田会長】

この度、会長を務めることになりました上田です。私自身、手話についてまだまだ勉強していかなくてはならないと思っておりますが、手話の施策を推進していくためにどんなことが必要なのかなど、皆さんと一緒に検討をしていきたいと思っております。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

◇ 議事

<オリエンテーション（行政説明）>

- ・石狩市の手話推進事業について（資料2）
- ・「石狩市手話に関する基本条例（資料3）」及び「石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針（資料4）」について
- ・R4-5石狩市手話基本条例推進懇話会意見書（資料5）について

【上田会長】

それでは、オリエンテーション、行政説明ということで、説明をお願いします。

【事務局：角田】

初めに、これまで石狩市が行ってきた手話推進事業についてまとめた資料2について、大型モニターに映しながら説明いたします。

== 資料2 に書かれている内容を、大型モニターに映しながら説明 ==

【上田会長】

今説明がありました、何か質問などはございますか。

＝＝質問等なし＝＝

次に、資料3から資料5までについて、説明をお願いします。

【事務局：角田】

まず初めに、資料3をご覧ください。

こちらは「石狩市手話に関する基本条例」の全ての文となります。1ページ目の最初に書かれている部分を簡単にお話ししますと、「言語は、感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造するために必要なものであり、言語によって人類は大きく発展していきました。一方手話は、声に出して話す言葉とは違い、耳が聞こえない、または聞こえづらい方が、物事を考え、会話をする時に使うものとして育まれてきました。条約や法律で手話は言語として位置づけられており、その手話を市民が使いやすい環境にしていくことは市の責務であり、その使いやすい環境にしていく取組を進めていくことが必要です。よって、手話は言語であることを理解し、その理解が広がっていくことを市民が実感できるような環境を目指しましょう」ということが書かれています。では、市民が手話の広がりを実感することができる環境を目指すためにどんなことをしていけばいいのか。その方針が書かれているのが、2ページ目の一番上にあります「3 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする」という部分に書かれている4つの事項となります。

一つ目は、手話の普及啓発に関する事項

二つ目は、手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

三つ目は、手話による意思疎通支援の拡充に関する事項

四つ目は、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

となります。なお、四つ目は必要とする場合に作られる事項となります。これらの事項を行っていくことで、市民が手話の広がりを実感することができる環境づくりができるものとしています。これら三つの事項それぞれについて、具体的にどんなことをやっていけばいいのかが書かれているのが、次の資料4となります。

それでは次に、資料4をご覧ください。

1ページ目の4行目に書かれております、「1 手話の普及啓発に関する事項」については、市民が手話をいつでも学べる環境をつくっていくことが必要であることから、手話のサークル団体や石狩聴力障害者協会と協働でそのような学べる環境をつくっていきましょう、という方向性のもと、具体的には、出前講座や出前授業、市職員の研修会を行っていきましょう、ということなどが書かれています。

次に、1ページ目の一番下に書かれている「2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境

づくりに関する事項」についてですが、ここでは音声言語で提供される行政情報等について、日常生活や災害時、感染症の流行時においても、手話による情報を取得できる環境や手話を使いやすい環境づくりを進めていきましょう、という方向性のもと、タブレットを使用した遠隔手話通訳や、電話リレーサービスなどを活用し、手話の使いやすい環境づくりを進めていきましょう、ということなどが書かれています。

最後に、2ページの真ん中、13行目に書かれております「3 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項」には、手話通訳者の重要性を認識し、手話通訳者の育成や人材を確保できるよう、その方策を検討していきましょう、という方向性のもと、手話通訳者が活動しやすい環境や派遣制度のあり方などについて検討していきましょう、ということが書かれています。

また、資料4には黄色く塗られた部分がありますが、こちらは過去の懇話会で出された意見によって、新たに追加された文言となります。これから皆さんと協議をしていくのですが、出された意見などがこのように新たな文言として付け加えられることがあるかもしれません。

続いて、資料5について説明します。

こちらは、前期となる令和4年度から令和5年度の懇話会で審議された内容が意見書としてまとめられております。この意見書の中には、今期、皆さんに検討いただきたいことが書かれており、まずはそのことについてお話ししたいと思います。

資料5の真ん中辺りに太字で書かれておりますのは、令和2年度から令和3年度の懇話会で提言された「4つの視点」となり、これらの視点は今後も継承していくことになるのですが、この中の「4. コロナ禍において必要な視点」については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、ここの文言を「現状に即した時代に求められる視点」などに変更することが望ましいのではないかと、ということと、もう一つは、現在実施している施策事業を推進していくうえで、「持続可能な体制の維持」について検討する必要があるのではないかと、という二点について検討していただきたいということが前期より引き継がれております。今後はこれらについてもどうしていくのかを検討していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上が、資料3から資料5までの説明となります。

【上田会長】

今の説明について、何か質問などはございますか。

【佐々木副会長】

資料4の中で黄色く塗られた部分というのはどういうことなのか、もう一度教えてください。

【事務局：角田】

令和2年度から令和3年度の懇話会で出された提言内容を反映させるため、追加文言として記載された部分となります。

【上田会長】

そのほかに質問などございますか。

== 質問等なし ==

質問がなければ、ここで10分休憩を取ります。

== 10分休憩 ==

<協議事項>

- ・施策の推進方針見直し後の事業展開について（資料6）

【上田会長】

次に、協議事項、施策の推進方針見直し後の事業展開について、説明をお願いします。

【事務局：角田】

それでは、手話施策等をさらに推進するためにはどんなことをしたらよいのかなどについて、これからご協議いただきたいと思います。お手元の資料6の内容はこれまでの手話の推進施策に沿って実施されてきた事業やその実績となりますので、協議の参考にしていただければと思います。1ページと2ページには「手話の普及啓発に関する事項」に沿った事業と実績が書かれており、3ページと4ページには「手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項」に沿った事業と実績、最後の5ページには「手話による意思疎通支援の拡充に関する事項」に沿った事業と実績がそれぞれ書かれております。繰り返しになりますが、資料6の内容を参考に、さらに推進するためにはどんなことをしたらよいのかなど、ご協議いただきたいと思います。また、協議は本日だけではなく来年度も継続して行っていき、すぐに実施できそうな施策はその都度対応させていただきますが、最終的には、令和6年度から令和7年度の今期懇話会で出された意見としてまとめていきますので、よろしく願いいたします。

【上田会長】

今説明がありましたが、最終的には今期の懇話会で出された内容をまとめ、意見書にしていくことが目的になるかと思いますが、お手元の資料6を参考にしながら協議をしていただければと思います。まずはざっくばらんに様々なご意見を出し合ってください、今後ポイントとなりそう

なことやテーマを絞っていくなど、さらに議論を深めていければと思います。また、それぞれの所属団体からの視点や、市民としての視点などから意見交換を始めていってもいいのではないかと思いますし、普段、手話の施策について感じていることなど、皆さまご意見等いかがでしょうか。

【佐々木副会長】

資料5の前期でまとめられた意見書ですが、こちらの意見に対して市から何か回答を受けたというものはあるのでしょうか。

【事務局：角田】

意見書に対して市が回答するというのではなく、例えば令和2年度から令和3年度の懇話会では提言書として出されましたので、先ほどの資料4の黄色く塗られた部分のように、市はその内容を新たな推進施策として反映させることとなりますし、また、前期のように意見書として今期の懇話会メンバーに検討してもらいたいというまとめ方の場合は、一旦市に提出いただき、その内容を今期の懇話会で検討していくことを市より提案させていただくということになります。ですので、1期ごとにまとめられた審議内容は一旦市にいただき、反映または継続して審議していくものとして持ち帰らせていただく、その様な考え方となります。

【丸山委員】

確認なのですが、資料6の1ページ目のア①、町内会回覧の活用の部分で、今後の見通しが、継続については要検討、となっていますが、継続しないという選択があるのか、内容を変えてやっていくのかなどどういうことなのか教えてください。それと、エ①の事業所向けの手話研修会ですが、今年度は実施予定というのはどこに行き行うのか教えていただきたいです。また、2ページ目のキ③ワンポイント手話の掲示でトイレに掲示されているということですが、どこに掲示されているのか教えてください。次に、ICTを活用した環境づくりの部分で、市内の病院や金融機関などにタブレットを設置し、専任手話通訳者が遠隔手話通訳の対応をしているということですが、土日の対応はどうなっているのでしょうか。最後に意見として、手話による行政の情報発信について、多様な媒体を利用した情報発信を進めるとありますが、石狩市の公式のラインがあると思いますが、そういうところに手話で情報発信ができる様なアプリができればいいのではないかと考えたことと、専任手話通訳者の体制を今後も維持できるように、資料5にも書かれております人材育成や確保に向け、大学生等に仕事として選択してもらえるよう手話通訳者の身分保障が必要ではないかと思しますので、会計年度任用職員として毎年更新していくような身分ではなく、しっかり保証されたものにしていくことが必要ではないかと思いました。

【事務局：角田】

まずは、町内会回覧の活用の部分で、継続については要検討、ということについてですが、こちらの事業を実施したきっかけは、コロナ禍により出前講座など集合した講座が開催できないということが背景にありました。現在はコロナウイルスが5類感染症に移行したことにより集合して講座を開催することができるようになったことから、今後この事業を継続するかどうかを検討すべきではないかということでこのような見通しとしたところです。次に今年度の事業所向けの手話研修会についてですが、現在市内の二つの事業所にて開催ができそうです。しっかり固まりましたら対象となる事業所をお伝えできればと思います。そして、ワンポイント手話の掲示場所ですが、りんくるや市役所、厚田支所、浜益支所、学び交流センターに掲示されております。

【今村委員】

公共機関で言えば、独自にですが石狩市民図書館も掲示されています。また、公共機関と言えるのかわかりませんが、学校も廊下に掲示してくださっているところもあります。

【丸山委員】

今学校などにも掲示されていることがわかったのですが、意見として、こども未来館あいぽーとや、ふれあいの杜子ども館など、こどもが集まる機関に掲示してもいいのではないかと思いますし、観光施設に掲示していくのもいいのではないかと思います。また、図書館に絵本の読み聞かせができる場所があったと思うので、そこで絵本と手話の読み聞かせというのもイベントとしてできるのではないかと思います。

【事務局：角田】

話は戻るのですが、丸山委員から確認がありました、タブレットにおける遠隔手話通訳の土日の対応についてですが、設置いただいている銀行などの営業日は月曜日から金曜日までですので、やはり平日のみの対応としているところです。ただ、医療機関などへは土日に行くこともありますので、深夜の時間帯など緊急時なども含め、派遣制度を使って手話通訳者を派遣し対応いただいているところです。また、自家用車がつかえない場合のためにも、先ほどお話ししたタクシーチケットを交付し、対応いただいているところです。

【丸山委員】

お話ししたことはわかりました。ICTを活用した環境づくりということを考えると、例えば土日の対応時も手話通訳者が現場に行くのではなく、自宅にタブレットがあれば現場に行かなくても

対応できる、負担を軽くすることができるのではないかと、そういうことが ICT を活用した環境づくりの意味になるのではないかと思ったところです。

【笹谷委員】

石狩市にある藤女子大学にも手話を教えに行けたらいいのではないかと思います。

【今村委員】

今年の手話フェスタから藤女子大学の学生さんが参加してくれました。このきっかけや関係性を少しずつ広げていき、やがて手話を教えられるようなことが実現できればいいなと思います。ただ、手話を教える人も限られており、出前事業など色々な事業を抱えている中で、やはり活動できる人が少ないと思いますので、まずは数を増やしていきたいという気持ちがあります。さらに、手話ができる人を増やしたいのはもちろん、手話ができるだけでなく、ろう者に対する理解を広げていくことも大事なのではないかと考えています。通訳者だけではなく協力者、理解者も増やしていきたいとも思います。また、この懇話会の中でそういう人と繋がるきっかけを見つけることができればいいなと思っています。

【奥井委員】

意見なのですが、今年の手話言語の国際デーでは、石狩灯台をブルーライトアップすることが決まりました。昨年は国際デーの周知のみで、手話のサークルや団体でポップや横断幕、ポスターを作り周知をしたところです。今年はさらにブルーライトアップを行うので、国際デーの意味やライトアップを実施することを、広報や市のホームページなどで広く市民に知らせることができればいいなと思っています。

【事務局：角田】

毎年9月23日は手話言語の国際デーということで、奥井委員のお話のとおり今年はブルーライトアップを実施します。周知については市の広報に掲載することが決まっており、また、昨年と同じようにサークルや団体の皆さんにご協力をいただきながら周知を行っていきたくと思っています。また、ご協力をいただくことなどについて、今後団体の皆さんが集まる機会に改めてお話しさせていただきたいと思っています。

【吉田委員】

先ほどもお話にありましたワンポイント手話についてですが、トイレに掲示されているワンポイント手話の紙を、市民が自由に持ち帰れるようなところに配置してはどうかと思いました。

【今村委員】

今の吉田委員のお話ですが、ワンポイント手話に掲載されている手話のイラストは手話辞典のものを使用しており、以前に著作権について確認をしたところ、公的な施設内で毎回決まった場所に掲示するなら構わないですが、自由に配布するようなことはしないでください、という回答がありました。自分たちでオリジナルのイラストを作ればいいのですが、それもなかなかできないことから自由な配布というのはまだ難しい状況となっています。

【熊谷委員】

資料6には、これまで実施された事業や実施状況などがまとめられていますが、小中学校における事業というのも多く見受けられます。中でも手話出前授業は総合的な学習目的に沿ったプログラムにより、小学校では6年間、手話の講師の方に毎年教えていただき、この効果はとても大きなものがあると思っております。また、石狩市に初めて着任した先生方の中には手話条例のことを知らない先生もおりますので、石狩市ならではの取り組みであることを私たちからも教え、理解をしてもらっているところです。これからも出前授業を継続して実施していただきたいと思っておりますし、学校としても取組に賛成し、今後も協力をしていきたいと思っております。

【上田会長】

皆さまありがとうございました。今、委員全員より意見や質問などをお話しいただきました。それぞれの立場から様々なご発言をいただき、とても活発な会議であったと思います。今回出された意見は事務局でまとめてもらい、また次回も話し合っていければと思いますし、新たなご意見などもいただければと思います。以上で協議は終了とし、進行を事務局にお返しします。

◇その他

【事務局：角田】

委員の皆さま、ご協議お疲れ様でございました。本日いただいたご意見などを事務局でまとめ資料をつくり、その内容を第2回懇話会でご議論いただきたいと思っております。また、10月開催予定の第2回懇話会の日程ですが、今この場で会議日程を決めていきたいと思っておりますが、皆さま宜しいでしょうか。

(異議なし)

それでは事務局案として、10月25日の金曜日の13時30分から、リハビリ室で開催したいと考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それではその日の開催を案とし、本日欠席の委員にも確認した上で、改めて皆さまにご連絡いたします。また、最後に、今回の議事録案の作成が終わりましたら、一度皆さまにご確認いただき、その後、議事録確定という流れを考えておりますので、よろしくお願いたします。
事務局からは以上です。

◇閉会

【事務局：高井】

長時間にわたってのご議論、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回石狩市手話基本条例推進懇話会を終了します。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 6年 8月19日

石狩市手話基本条例推進懇話会

会 長 上 田 均